

本事業を終えて

環境型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）が、平成 12 年に制定されこの基本法の理念に基づいて、食品廃棄物を「食品循環資源」としてとらえて、有効利用と排出規制を図ることなどを目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）略称「食品リサイクル法」が制定され、平成 13 年 5 月 1 日に施行された。

食品リサイクル法は、施行後 5 年を経過した時点で、法の施行状況について検討を加え、その結果にもとづき必要な措置を講ずることとされていた。

農林水産省の「食糧・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会」と環境省の「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会」との合同審議にて、法の施行状況や課題について調査や審議された結果が平成 18 年 12 月にとりまとめられた。

これを踏まえて、食品リサイクル法の一部を改正する法律が、平成 19 年 6 月 13 日の公布を経て、12 月 1 日に施行された。

改正前の内容と比べると、食品関連事業者に対する「指導監督の強化」と「再生利用等への取り組みの円滑化の措置」が図られている。

食品関連事業者（食品製造業者、食品流通業者、食品小売業者、外食業者）にあつては、法律改正の以前から取り組みを進めている事業者もあれば、改正を契機に取り組みを開始した事業者も多く、事業者による温度差はあるものの法律の遵守に向けて様々な取り組みが行われているところである。

一方、エネルギー資源をはじめとした様々な資源を取り巻く世界的な環境変化と経済情勢の変貌は一層強まり、大変厳しい状況が継続している。

「食」に関しても、中国やインドをはじめとする新興国の人口増加と経済発展、地球規模の気候変動、バイオ燃料作物の重要拡大等を要因として厳しい環境が続く中で、エネルギーベースで 40%という先進国の中では最も低い食料自給率の我が国においては、食品関連事業者から発生する貴重な食品循環資源の有効利用は強く求められるところである。

このような状況の中で、豊かな自然環境を誇る長野県内に「食品循環資源」を軸として、県内の食品関連事業者、飼肥料製造事業者、農畜産産業者、廃棄物収集運搬業者等、異業種の事業者が連携を図り、平成 20 年 1 月に立ち上げた「信州 e ループ事業協同組合」は、組合員 17 事業者とその数を増やしつつある今、さらに「食の循環」の定着と推進を図るために、正確な情報の伝達を通じて幅広い理解と周知を図り、「食の循環」の重要性と信頼性の向上を目的に、要望の高まりを見せる「トレーサビリティ」の必要性を強く感じ、今回の事業に取り組んだ次第である。

他方、「食の循環型社会」の推進と継続には、最終製品の購買・消費というアウトプットが必要不可欠な条件であるが、現状では一般消費者にあつては、循環型社会形成、環境問題、地球温暖化等に対する関心は高いものの、日常生活においては直接接する機会が少ない為か、具体的行動には乏しいことも事実である。

食品循環資源を利用し、飼肥料をつくり、その飼肥料にて農畜産物を肥育し、消費する「食の循環」を完結するには、一般消費者の「食品循環資源」に対する理解と参画（購買し消費する）は強く望まれるところである。

冒頭に述べた、「改正食品リサイクル法」でも、「再生利用等への取り組みの円滑化の措置」が図られたように、再生利用計画の認定要件とその特例が見直され、認定が受けやすくなったが、改正前の再生利用計画（食品循環資源を利用し飼肥料を製造し農畜水産物を生産する）認定数は1計画にとどまり、改正後（食品循環資源を利用し飼肥料を製造し農畜水産物を生産し、その生産物を一定量食品関連事業者が引き取るというリサイクルループの完結）は15計画まで伸びていることから、「食の循環」を完結する事の重要性がうかがわれる。その為に、日常生活において、一般消費者が眼にする「食」を通じての対話・選択ができる情報環境を整え、「食品循環資源」利用の意義を理解し、信頼される管理システムを構築・運用することは、我が国の「食の循環型社会」推進に繋がるものと期待する。

これまで食品製造においては、「安全の管理」として HACCP や PRP (GAP、GMP 等) さらには安全管理規格(制度)として ISO9001、ISO22000 や SQF、AIB 等の安全性確保のシステム導入が盛んに行われてきた。

しかし、BSE の発生や偽装表示事件などの多発と継続により、消費者の食に対する信頼は大きく揺らぎ、履歴を明確にできる食品を求める消費者の要望が高まった。

こうした中で、「食の安全」に加え、「食の安心(信頼)」管理として、原材料表示や原産地表示、さらにはトレーサビリティシステム等が求められ行われるようになってきた。

食品トレーサビリティシステムは、食品の取扱いの記録を残すことにより、食品の移動を把握できるようにする仕組みであり、この仕組みによって問題発生に備え、また表示の信頼性を高め、その結果として消費者が安心(信頼)して行動できるようになると考えられる。

特に、食品循環資源は、人の食料と同等なものであり、そのために異物の混入しないよう分別し、種類によっては経時的な劣化や変質を防止するため冷蔵保管することや、収集から加工までの速やかな移動が必要である。これらを効率的に問題なく進めるためのシステムは大変重要な役割を担う。

以上の観点から、今回の「トレーサビリティネットワークシステム構築」にあたっては、目的を明確にし(食の信頼性確保、計画に基づく必要量の食品循環資源の確保、肥育計画に基づく必要量の飼肥料の確保、食品関連事業者組合員情報を含めた情報公開等)、トレーサビリティシステムの確立それ自体を目的にするような、過度な追及に陥らないようにすることに留意した。

また現在の経済状況、経営環境のもとでは、中小の事業者や組合に合った経済的費用でシステムを構築すること、さらに今後システムを運用しながら課題を見つけて改善してゆく方向で検討した。

また、このシステムが「信州 e ループ事業協同組合」のみにとどまらず、同様な取り組みを実施している、または実施しようとしている食品関連事業者や関係者への少しでも参考になれば「食の循環の輪」がさらに広がりを見せるものと考えられる。

「食の循環の輪」は、一部が切れると成り立たない厳しい現実があることの一方、環境課題、資源課題、地域産業課題等関心の高まりの中、一般消費者を含めて食品関連事業者はじめ関係者が、「食の循環」について正しい理解を深め、この輪に積極的に参画して頂ける事を期待してやまない。

最後に、本事業を受理しご指導いただいた全国中小企業団体中央会振興部並びに長野県中小企業団体中央会連携支援部、システムソフト開発にご指導いただいたアステック(株)の皆様にも厚くお礼申し上げます。

実行委員会
委員長 堤原 啓治